

後見センターだより（第45回）

1 はじめに

後見センターでは、令和4年2月から、総合支援型後見監督人の選任の運用を開始しており、本連載においても、その運用の在り方や運用開始後の状況、総合支援型後見監督人を経験された専門職の方々へのアンケート結果等を紹介してきました¹。

その後、後見センターでは、こうした運用開始後の状況やアンケート結果等を踏まえて、総合支援型後見監督人選任の運用の改善について三士会²との間で意見交換を重ね、この度、①親族後見人³が早期に独力で適正な後見事務を行うことができる段階、すなわち「到達点⁴」に達した場合には支援期間の短縮を認める方向で従前の運用を改めるとともに、②親族後見人の支援に困難を伴う事案についてはその困難の程度に応じて付加報酬を付与することも検討できるようにすることとしました。

そこで、本稿では、上記の改善に至った経緯等に触れた上で、実務上の事務フローや留意点について説明したいと思います。

2 支援期間の短縮の運用

(1) 改善に至った経緯等

¹ 総合支援型後見監督人の運用の在り方等については本連載第28回から第30回までを、運用開始後の状況等については第39回を、総合支援型後見監督人の経験者へのアンケート結果等については第41回を、それぞれ参照されたい。

² 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

³ 成年後見人を「後見人」という。

⁴ 「到達点」は、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、後見事務を「意思決定支援」、「財産管理事務」、「身上保護事務」、「報告事務」、「地域における相談窓口理解」の5つの観点に分け、それぞれについて親族後見人として求められる一般的な知識・経験を定めている。

総合支援型後見監督人選任の当初の運用においては、三士会に所属する専門職の後見監督人⁵が、選任後9か月間⁶かけて、親族後見人が「到達点」に至ることができるよう、親族後見人に対して後見事務全般についての指導・助言・相談対応等を含む総合的な支援を積極的・能動的に行うこととし、親族後見人の到達度に応じて、当初支援期間は最長2年の限度で延長を認める扱いをしてきましたが、他方において、親族後見人が早期に「到達点」に達したと判断して当初予定した9か月の支援期間を短縮し支援を終了することは認めないとしました。

ところが、実際に運用を開始したところ、当初支援期間が経過する前の早い段階で総合支援型後見監督人から親族後見人が到達点に達した旨の報告がされる事案がみられるようになり、その中には、親族後見人の後見事務遂行の能力が高い場合があることや、本人⁷の心身や生活の状況が安定しているなどの事情から、親族後見人が「到達点」に達したと判断しても問題のない事案も見受けられました。また、総合支援型後見監督人の経験者へのアンケートにおいても、

15 初支援期間として9か月が相当かとの質問について、全体の11%がやや長い又は長いと回答しています。

これらの事情を踏まえますと、親族後見人が早期に「到達点」に達していると評価できるような事案について、支援期間を短縮しないという当初の運用を維持し続けることは、支援をする側（総合支援型後見監督人）・支援を受ける側（親族後見人）の双方にとって負担が大きくなつて、総合支援型後見監督人の運用の本来的な目的とも相反することにもなりかねません。

そこで、当初支援期間が満了する前であっても、親族後見人の後見事務遂行の能力が高いといえる場合で、本人の心身や生活の状況が安定しているなどの

⁵ 成年後見監督人を「後見監督人」という。

⁶ この9か月間を「当初支援期間」という。

⁷ 成年被後見人を「本人」という。

事情も考慮した上で、親族後見人が「到達点」に達していると評価できるときには、当初の運用を見直して支援期間の短縮を認めることとしました。

もっとも、総合支援型後見監督人には、親族後見人が「到達点」に達しているか否かを適切に評価し、その到達度に応じて、また、総合支援型後見監督が終了した後の本人にふさわしい後見体制について適切な意見を述べていただく必要があります。こうした評価や意見形成のための期間としては、最低6か月は必要であると考えていますので、支援期間の短縮は6か月までと考えており、支援期間をこれより短くすることは予定していません。また、支援期間の短縮の運用は、上記のような場合における例外的な取扱いということになりますので、総合支援型後見監督人において支援期間の短縮に努めなければならないというものではありません。総合支援型後見監督人として活動していただく際には、これらの点について十分にご留意していただきたいと考えています。

(2) 実務上の事務フロー

総合支援型後見監督人が、審判確定後、親族後見人や本人との面談を実施し、審判確定日から1か月と2週間以内（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（初回）等を受領し、これを踏まえて、審判確定日から2か月と1週間以内に同書類を含めて監督事務報告書（初回）を裁判所に提出すること、本人が概ね1200万円を超える流動資産を保有している場合に支援商品⁸の利用の検討や利用の支援を行っていただくことは、これまでと同様です。

その後、数か月程度は、親族後見人に対する積極的・能動的な指導・助言等を行っていただき、親族後見人の対応等を観察していただくことになりますが、その結果、当初支援期間が経過する前に親族後見人が「到達点」に達していると評価できる場合には、まずは裁判所にその旨を連絡票等の書面で報告して、支援期間の短縮について相談してください。その際には、後見事務の5つの観

⁸ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金を指す。

点からそれぞれ「到達点」に達したと評価できる理由を具体的に報告していた
だきますようお願いします。

裁判所において検討した結果として、総合支援型後見監督人の方針どおりに
進めてかまわないと回答を受けた場合には、総合支援型後見監督人において、
5 親族後見人に支援期間を短縮できる旨を伝え、審判確定日から5か月後以降(目
安)に、親族後見人から後見等事務報告書(2回目)等を受領し、審判確定日
から6か月後以降に同書類を含めて監督事務報告書(2回目)を裁判所に提出
してください。その際、従来型の総合支援型後見監督における2回目報告の場合
と同様に、支援商品の利用についての検討結果、専門職の継続的な指導・支
援の必要性の有無についても報告し、総合支援型後見監督終了後の本人にふさ
10 わしい後見体制についての意見も述べてください。また、支援商品の利用が必要な場合には、支援商品の利用のための「報告書兼指示書」は、2回目報告と併せて裁判所に提出してください。

裁判所は、総合支援型後見監督人から提出された上記書類を確認し、その意
見も踏まえた上で、親族後見人が「到達点」に達しているか否かを最終的に判
断し、親族後見人が「到達点」に達していると判断した場合には、親族後見人
への支援を終了してもらう見込みである旨を総合支援型後見監督人に連絡しま
す⁹。一方、親族後見人が「到達点」に達していると判断できない場合には、総
合支援型後見監督人に対し、親族後見人に対する支援の継続を依頼し、審判確
定日から8か月後(目安)に親族後見人から後見等事務報告書(3回目)等を
20 受領し、審判確定日から9か月後に監督事務報告書(3回目)を裁判所に提出
するよう連絡します¹⁰。この3回目の監督事務報告書は、従来型の総合支援型後
見監督における2回目報告と同様の機能を持つことになります。

9 支援商品の利用が必要な場合には、併せて指示書を発行する。

10 親族後見人が到達点に達したか否かの最終判断は裁判所が行うことになるので、総合支援型後見監督人の意見どおりとならない場合があることは留意されたい。

総合支援型後見監督人による支援が終了した場合¹¹には、総合支援型後見監督人において、辞任許可及び報酬付与の申立てをしてください。

なお、これまでの総合支援型後見監督人に対する報酬は、当初支援期間の満了を前提として付与していましたので、支援期間を短縮した場合には、裁判所が適宜減額して報酬を付与することになります。この点はご留意していただきたいと考えています。
5

3 親族後見人の支援に困難があった場合の付加報酬

(1) 改善に至った経緯等

総合支援型後見監督人の報酬について、後見センターの現在の運用では、親族後見人の支援に関する事務を全て含んだものとして、定額を付与するという扱いをしています。
10

もっとも、総合支援型後見監督の運用を開始した後、実際に親族後見人を支援していただいた専門職の方々からは、親族後見人に親族後見人として求められる一般的な知識・経験を身に付けてもらうためには、総合支援型後見監督人において、通常想定されるよりも過大な負担をかけて支援を行う必要のある事案が存在しており、そのような事案については上記の定額の報酬では労力に見合ったものにはなっていないのではないかとの指摘がされてきました。
15

このような指摘については、このたび全国の家庭裁判所で認識が共有された労力に見合った報酬を付与するという報酬算定の考え方によらしても、相応の理由があるものと考えられます。
20

そこで、総合支援型後見監督人において、親族後見人の支援に過大な負担を要した場合には、従前の運用を見直して、付加報酬を付与することも検討できるようにすることとしました。

¹¹ 支援商品の利用が必要な場合には、支援商品の利用開始を裁判所において確認する必要がある。

(2) 付加報酬を請求する際の留意点

総合支援型後見監督人において、通常想定されるよりも過大な負担をかけて支援を行った事案については、裁判所に報酬付与を申し立てる際に、申立事情説明書に具体的な事情を記載して、支援に関する事務についての付加報酬を求めるようしてください。

通常想定されるよりも過大な負担をかけて支援を行った場合としては、①親族後見人がメール等を使えず、連絡・やり取りをするだけで多大な負担を要した場合、②親族後見人が到達点に達するまでに繰り返しの指導・助言を要した場合等が考えられますが、裁判所は、抽象的な記載では付加報酬を付与すべきか否かの判断ができませんので、報酬付与申立事情説明書及び同別紙には具体的な事実を記載していただきますようお願いします。例えば、①の場合には、どれぐらいの頻度で、どのような方法によって連絡・やり取りを行い、その結果どれだけの負担となったのかなどを、②の場合には、どれぐらいの頻度で、どのような指導・助言を行い、それがどの程度の負担となったのかなどを、それぞれ具体的に記載していただきたいと考えています。

裁判所は、報酬付与申立事情説明書及び同別紙に記載された具体的な事情並びにこれまでに提出された後見等事務報告書等及び監督事務報告書の記載内容等を踏まえ、通常想定されるよりも過大な負担をかけて支援を行ったと認めることができる場合には、その労力に見合った付加報酬を付与したいと考えています。

なお、総合支援型後見監督人の場合も含め、後見監督人の報酬は、最終的には各裁判官が個々の事案の事情に応じて判断すべきものであり、付加報酬を求めたからといって必ず認められるものではありませんので、この点はご留意ください。

5 今回は、総合支援型後見監督人選任の運用について、その一部の見直しを行つたことを説明しました。総合支援型後見監督の運用は、実際に親族後見人に対する支援等に当たつていただく専門職後見監督人の皆さまのご理解とご協力が必要不可欠です。裁判所としても、引き続き、実際の運用状況や専門職の皆さまからのご意見を踏まえて、総合支援型後見監督の理念をよりよく実現するために更に必要な運用改善に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いします。

以上